

オープンカウンター説明書

兵庫県警察が発注するオープンカウンターの実施については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、このオープンカウンター説明書によるものとする。

1 オープンカウンターによる見積依頼

「オープンカウンター」とは、調達に係る見積合わせにおいて、兵庫県警察が見積りの相手方を特定せず、件名を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、契約の相手方（以下「契約者」という。）を決定する方式の見積合わせをいう。

2 オープンカウンターに付する事項

別添のオープンカウンター仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 オープンカウンター参加要件

オープンカウンターに参加することができる者は、次の要件をすべて満たし、兵庫県警察の契約担当者（以下「契約担当者」という。）によるオープンカウンター参加要件の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者、又は過去の契約実績等から確実に履行されると契約担当者が認める者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) オープンカウンターによる件名等の公開の日から契約者の決定の日までにおいて、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 兵庫県内に事業所を有する者であること。

4 見積書の提出

- (1) 参加者は、オープンカウンター見積書（様式第2号。以下「見積書」という。）を作成の上、契約担当者より指示された場合は、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は過去に契約を確実に履行していることを示す書類を添付して、仕様書に記載している提出期限までに提出先へ持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、見積書を持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

- (2) 兵庫県内に支店又は営業所等を有するが、入札参加資格者名簿に支店又は営業所等を登録していない業者は、兵庫県内に有する支店又は営業所等が確認できる書類を、前記(1)に併せて提出すること。
- (3) 提出した見積書は書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 契約者となる場合は、見積りの内訳が確認できる書類を提出しなければならない。
- (5) 見積書の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者が負担する。

5 見積書の作成方法

- (1) 見積書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 見積書は所定の様式によること。
- (3) 見積書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名番号及び件名は、仕様書に示した件名番号及び件名とする。

イ 年月日は、見積書の提出日とする。

ウ 見積者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県に届出のものとする。**但し、見積書に電話番号、メールアドレス、連絡先氏名及び連絡先電話番号を記入した場合は、押印を省略することができる。**

エ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

オ 見積書の見積金額には、総価を記載し消費税相当額は含まない。

- (4) 契約者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった見積金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を見積書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい見積書を使用すること。

- (5) 一度提出した見積書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

6 無効な見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 前記3のオープンカウンター参加要件を満たさない者が提出した見積書
(2) 見積書の記載内容に不備がある見積書
(3) 金額を訂正した見積書
(4) 錯誤により提出したと認められる見積書
(5) 同一人により2通以上提出した見積書（そのすべて）
(6) 提出期限までに提出先に到達しなかった見積書
(7) 前記(1)から(6)に掲げるもののほか、オープンカウンターの参加条件に違反して提出した見積書

7 同等品による参加

- (1) 仕様書の摘要欄に同等品可としている品目は、同等品によるオープンカウンターの参加を認める。
(2) 同等品によるオープンカウンターの参加を希望する者は、同等品申請書（様式第3号）を作成の上、同等品として申請するものカタログ等を添付して、提出期限までに持参又は郵送等により申請を行い、見積書の提出前に承認の可否を契約担当者に確認すること。
(3) 前記(2)により承認された同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約後に仕様を満たしていないことが判明した場合は、当該仕様に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約者に帰属する。

8 契約者の決定

- (1) 見積書の開札は、提出期限の翌開庁日以後に行い、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約者として決定する。
(2) 契約者となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上ある場合は、立会人がくじにより契約者を決定する。
(3) 規則に基づき、契約金額に応じ、契約書等を作成する。
(4) 提出期限までに見積書の提出者がいない場合又は見積書開札の結果、予定価格に達する者がいない場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行う。

9 結果の公表

- (1) オープンカウンターの結果は、兵庫県警察ホームページにおいて、契約者の決定後に公表する。
(2) 兵庫県警察ホームページにおいて公表に付する事項は、件名番号、件名、契約者及び決定金額とする。
(3) 兵庫県警察ホームページにおける公表を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には応じない。

10 契約保証金

規則に基づき免除する場合を除き、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 債務不履行の場合の措置

(1) 契約の解除

ア 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

イ 自己の責めに帰すべき理由により履行期間又は履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

ウ 検査を妨げたとき。

エ 契約条項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

(2) 契約保証金の処分

契約が解除されたときは、県に帰属するものとする。

(3) 違約金の納付

ア 履行延滞の場合は、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を支払うものとする。

イ 契約解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額を支払うものとする。

ただし、契約保証金を徴している場合においては、契約保証金の額を控除するものとする。

12 委任等の禁止

契約者は、契約事務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。

13 暴力団等の排除

(1) 契約担当者は、(3)の意見を聴いた結果、契約者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

ア 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員

イ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 前記11の(2)及び(3)のイの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(3) 契約担当者は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

ア 契約者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

イ 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は知事、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(4) 契約者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、契約担当者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

14 調査への協力

(1) 契約担当者は、この契約に係る契約担当者の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、契約者に対し、契約担当者が行う調査に必要な出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

(2) 契約者は、契約担当者から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

15 その他

(1) 兵庫県警察の都合により、オープンカウンターを中止する場合がある。

(2) 契約不適合があるときは、契約不適合責任等に係る法令を適用する。

オープンカウンター仕様書

件名番号	2616601																																																																																																																																																																																															
件名	回転印の納入																																																																																																																																																																																															
納入場所	兵庫県赤穂警察署																																																																																																																																																																																															
納入期限	2026年 4月 28日																																																																																																																																																																																															
提出期限	2026年 4月 15日																																																																																																																																																																																															
提出先等	郵便番号 678-0233 住所 兵庫県赤穂市加里屋中洲1丁目17 名称 兵庫県赤穂警察署 連絡先 電話(0791)43-0110 内線 2272 担当 FAX(0791)45-0110																																																																																																																																																																																															
番号	品目	数量	メーカー	型番・規格等	摘要																																																																																																																																																																																											
1	回転印	1 個		10連	以下のとおり																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="11">10連の別注回転印</th> </tr> <tr> <th colspan="11">全幅:62~63mm程度</th> </tr> <tr> <th colspan="11">文字の高さ:4mm程度</th> </tr> <tr> <th>1連</th> <th>2連</th> <th>3連</th> <th>4連</th> <th>5連</th> <th>6連</th> <th>7連</th> <th>8連</th> <th>9連</th> <th>10連</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令 8.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>更新手続き中・令</td> <td>8.</td> <td>1.</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>まで有効</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令 9.</td> <td>1.</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>更新手続き中・令</td> <td>9.</td> <td>2.</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>まで有効</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令10.</td> <td>2.</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>更新手続き中・令</td> <td>10.</td> <td>3.</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>まで有効</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令11.</td> <td>3.</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>更新手続き中・令</td> <td>11.</td> <td>4.</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>まで有効</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令12.</td> <td>4.</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>更新手続き中・令</td> <td>12.</td> <td>5.</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令13.</td> <td>5.</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>13.</td> <td>6.</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令14.</td> <td>6.</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>14.</td> <td>7.</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令15.</td> <td>7.</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>8.</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>9.</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>10.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>11.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>12.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						10連の別注回転印											全幅:62~63mm程度											文字の高さ:4mm程度											1連	2連	3連	4連	5連	6連	7連	8連	9連	10連		令 8.	—	—	1	更新手続き中・令	8.	1.	—	0	まで有効		令 9.	1.	1	2	更新手続き中・令	9.	2.	1	1	まで有効		令10.	2.	2	3	更新手続き中・令	10.	3.	2	2	まで有効		令11.	3.	3	4	更新手続き中・令	11.	4.	3	3	まで有効		令12.	4.	—	5	更新手続き中・令	12.	5.	—	4	—		令13.	5.	—	6	—	13.	6.	—	5	—		令14.	6.	1	7	—	14.	7.	1	6	—		令15.	7.	2	8	—	—	—	2	7	—		—	8.	3	9	—	—	—	3	8	—		—	9.	—	0	—	—	—	—	9	—		—	10.	—	—	—	—	12.	—	—	—		—	11.	—	—	—	—	—	—	—	—		—	12.	—	—	—	—	—	—	—	—	
10連の別注回転印																																																																																																																																																																																																
全幅:62~63mm程度																																																																																																																																																																																																
文字の高さ:4mm程度																																																																																																																																																																																																
1連	2連	3連	4連	5連	6連	7連	8連	9連	10連																																																																																																																																																																																							
令 8.	—	—	1	更新手続き中・令	8.	1.	—	0	まで有効																																																																																																																																																																																							
令 9.	1.	1	2	更新手続き中・令	9.	2.	1	1	まで有効																																																																																																																																																																																							
令10.	2.	2	3	更新手続き中・令	10.	3.	2	2	まで有効																																																																																																																																																																																							
令11.	3.	3	4	更新手続き中・令	11.	4.	3	3	まで有効																																																																																																																																																																																							
令12.	4.	—	5	更新手続き中・令	12.	5.	—	4	—																																																																																																																																																																																							
令13.	5.	—	6	—	13.	6.	—	5	—																																																																																																																																																																																							
令14.	6.	1	7	—	14.	7.	1	6	—																																																																																																																																																																																							
令15.	7.	2	8	—	—	—	2	7	—																																																																																																																																																																																							
—	8.	3	9	—	—	—	3	8	—																																																																																																																																																																																							
—	9.	—	0	—	—	—	—	9	—																																																																																																																																																																																							
—	10.	—	—	—	—	12.	—	—	—																																																																																																																																																																																							
—	11.	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																							
—	12.	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																							
特記事項																																																																																																																																																																																																

オープンカウンター見積書

件名番号	2616601
件名	回転印の納入
見積金額	¥ (税抜き)

上記の件名については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、オープンカウンター説明書、オープンカウンター仕様書その他関係書類を熟知の上、上記の金額をもって見積りします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県赤穂警察署長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

なお、

当社

は消費税に係る

私

課税事業者

免税事業者

であることを届け出ます。

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

連絡先氏名

連絡先電話番号

